

## 社会福祉法人真奉会 行動計画

働きながら安心して子供を産み育てる労働環境の整備を行い、職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、職員の心身のリフレッシュが図られるよう、労基法で平成31年4月から定められる5日の時季指定の有給休暇に加えて、年間合計8日以上の有給休暇の取得を促進するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日までの3年間

2. 内 容

### 目標 1：年次有給休暇の年間8日以上取得の促進

<対策>

- 平成31年11月までに時季指定の有給休暇として定められた5日の取得
- 平成31年4月～9月までの有給休暇取得の状況を把握し、未達の職員に対して、平成31年11月までに合計5日に未達の日数の通知。
- 11月までに有給休暇5日取得の未達の職員へ未達日数と併せて、残り3日の有給休暇取得の予定をヒアリング。
- 11月までに有給休暇5日取得の職員へ残りの3日の有給休暇取得の予定をヒアリング。
- 平成31年12月以降、職員より有給休暇申請のある毎に未達の残りの有給休暇を通知。
- 1年間の取得状況を職員全員に通知。特に、未達成の職員については、各事業所の所属長に連絡し、次年度からの取得に向けての対策を検討する。

### 目標 2：職員が利用できる法人設立の企業主導型保育所の利用促進

<対策>

- 平成31年7月～ 職員に対する企業内保育所の周知のためのパンフレット作成及び職員への意向調査アンケートの実施によるニーズ把握
- 平成31年11月～ 利用希望者への施設見学の機会提供
- 平成31年12月～ 希望者への利用体験
- 平成32年1月～ 企業内保育所の募集開始
- 平成32年3月～ 利用開始